

## 文京区立肥後細川庭園の管理方法の変更について

### 1 概要

文京区立肥後細川庭園について、次期指定管理者候補者を公募した結果、応募事業者がなかったため指定管理者による管理を終了し、令和6年4月1日より直営管理に変更する。

### 2 施設概要

#### (1) 施設名称

文京区立肥後細川庭園（文京区目白台一丁目1番）

#### (2) 面積

19,008.30 m<sup>2</sup>

（松聲閣建築面積約419 m<sup>2</sup>、池約1,799 m<sup>2</sup>、樹林地部分約9,830 m<sup>2</sup>含む）

#### (3) 主な施設構成

松聲閣（集会室4部屋、休憩室、テラス、展望所、展示ロビー、給湯室等）、  
門扉（正門、外7箇所）、池及び周辺庭園、樹林地、車寄、バックヤード等

#### (4) 開園時間

庭園 午前9時から午後5時まで（11月～1月は午後4時30分まで）

松聲閣 午前9時から午後9時まで

（休憩室、展望所の一般利用は午後5時まで）

### 3 今後の予定

令和6年1月	議会報告
令和6年2月	文京区立公園条例改正
令和6年3月	指定管理期間満了
令和6年4月	文京区による管理運営開始